

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請事件

原告 平和子

被告 国

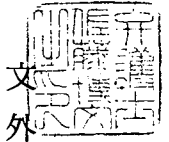
証拠説明書

2018(平成30)年9月20日

札幌地方裁判所 民事1部合議係B 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博文



号証	標目 (原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨
甲A 244	「南スーダン空自『日報』確認を」と題する新聞記事 写し	H30.4.7	しんぶん 赤旗	南スーダンPKO派遣に関する空自の「日報」の存在について、国会で追及されていること。
甲A 245	「<防衛相>南スーダンPKO日報 新たに発見 情報本部で」と題する新聞記事 写し	H30.4.7	毎日新聞	標目記載のとおり。
甲A 246	「南スーダン日報また発見」と題する書面 写し	H30.4.10	毎日新聞	標目記載のとおり。
甲A 247	「陸自多国籍軍へ派遣検討」と題する新聞記事 写し	H30.9.18	朝日新聞	標目のとおり。 「日本の憲法9条参加5原則に照らして、自衛隊を派遣できるPKOが見つかりにくくなっている。そこで浮上したのが、新安保法で新設された枠組みでのシナイ半島のMFOへの派遣だ」と解説されている。

甲A 248	「駆けつけ警護 重武装」と題す る新聞記事	写 し	H30.9.20	朝日新聞	<p>標目のとおり。</p> <p>従来は作業時に、警備要員のみが所持していた小銃やけん銃を、施設要員を含め全員が所持。銃弾は一人180発という重装備ぶりが初めて明らかになった。」等の事実が解説されている。</p>
-----------	-----------------------------	--------	----------	------	---

以上